

○富津市地域生活支援拠点事業実施要綱

令和3年3月30日

告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第87条第1項の規定による障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、障がい者又は障がい児（以下この条及び第4条において「障がい者等」という。）の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のための必要な機能を整備し、居住支援の提供を目的とした、富津市地域生活支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、富津市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(機能)

第3条 地域生活支援拠点は、地域の異なる専門性のある事業所が機能を分担し、面的な支援を行う体制を整備し、実施する。

2 地域生活支援拠点は、次の5つの機能を担うものとする。

- (1) 相談支援 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録の上、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談等の支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ 短期入所等を活用した緊急時の受入体制及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・要請 専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を担う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 前項各号に掲げる5つの機能を有機的に結び付け、事業を円滑に実施するため、富津市基幹相談支援センター設置要綱（令和3年富津市告示第60号）に規定する基幹相談支援センターは、コーディネートを担当するものとする。

（利用対象者）

第4条 本事業の利用対象者は、市内に住所を有する在宅の障がい者等又は本市が援護の実施主体となる障がい者等とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は自立支援医療受給者証（精神通院）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。第5号において「令」という。）第30条の規定による医療受給者証をいう。）の交付を受けた者

(4) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する者

(5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、令第1条で定めるものによる障がいの程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（機能を担う事業所の届出）

第5条 第3条第2項各号に掲げる機能を担う事業所（以下「機能を担う事業所」という。）は、地域生活支援拠点の機能を担う事業所としての届出書（別記様式。次項において「届出書」という。）に事業所の運営規程（当該事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として同条各号に掲げる機能のいずれかを実施することを規定しているものに限る。）を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出書の内容を変更する場合又は事業を終了する場合においても届出書を提出するものとする。

(機能を担う事業所の責務)

第6条 機能を担う事業所は、第3条第2項第1号から第3号までのサービスを提供する等の際に事故が発生した場合においては、直ちに必要な処置を講じ、市及び家族等に速やかに連絡を行わなければならない。

- 2 機能を担う事業所は、地域生活支援拠点等に係る障害福祉サービス等報酬の算定が可能となる。この場合において、当該機能を担う事業所は、事業の趣旨及び担う役割を理解し、当該報酬の適切な算定をするよう留意するものとする。

- 3 機能を担う事業所は、事業の記録を整備し、これを5年間保存し、市から求めがあったときは、当該記録を提出するものとする。

(守秘義務)

第7条 機能を担う事業所の従事者又は従事者であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。